

第 20 号議案

豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 29 日 提出

豊後大野市長 橋 本 祐 輔

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）の一部改正に伴い、条例改正の必要があるので、この案を提出するものである。

豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

豊後大野市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年豊後大野市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項中「第 8 条第 19 項」を「第 8 条第 20 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 24 項」を「第 8 条第 25 項」に改める。

第 40 条中第 2 項を第 4 項とし、第 1 項を第 3 項とし、同項の前に次の 2 項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第 115 条の 46 第 1 項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第 40 条に次の 1 項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第 41 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(6) 前条第 2 項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第 64 条を次のように改める。

第 64 条 削除

第 66 条第 2 項第 8 号中「第 64 条第 2 項」を「次条において準用する第 40 条第 2 項」に改める。

第 67 条中「、第 39 条」を「から第 40 条まで」に、「読み替える」を「、第 40 条第 1 項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6

月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第87条第2項第7号中「第64条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第88条中「第39条」の次に「、第40条」を加え、「、第63条及び第64条」を「及び第63条」に、「第33条第1項及び第2項中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改め、「と、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。